

広島県告示第百十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所において、平成二十四年二月十六日までの間、縦覧に供する。

平成二十四年二月二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

広島三次線

三 道路の区域

区 間		新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
新	旧				
〇	〇				
〃 二四・九〇	〃 三三・〇〇				
一〇・九〇	一〇・九〇				
四二六・〇〇	四二六・〇〇				
幅員減少 不用物件延長 四四四・〇〇 メートル					
三次市上川立町二三番一地从先から 三次市上川立町一九八番二地从先まで					